

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

**緊急事態宣言の延長（令和 3 年 9 月 12 日まで）における
保育所等の対応について（依頼）**

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 8 月 17 日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和 3 年 9 月 12 日までとされました。

保育所等（※ 1）の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き、原則開所をお願いいたします。

一方、市内でも新規感染者が増え続けていることや、8 月に緊急事態宣言が発令された後も園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、ご家庭での保育が可能な場合に保育所等をお休みしていただくよう保護者に改めて通知するとともに、令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 12 日（緊急事態宣言期間終了）までの間、登園しなかった日数に応じて、利用料（保育料）を還付する対応といたします。

このことに伴い、各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

※ 1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2 歳児クラス）、年度限定保育事業

1 園児の預かりについて【令和 3 年 8 月 20 日～9 月 12 日（緊急事態宣言期間終了まで）】

保護者の皆様に対し、別添の「緊急事態宣言の延長（令和 3 年 9 月 12 日まで）における保育所等の対応について（依頼）」の配布をお願いいたします。

なお、今回のお願いは、市として、保護者の皆様へ協力をお願いするもので、保育の利用を制限するものではありません。保育の利用を希望する方については、これまでどおり、園児を預かっていただくようお願いいたします。

※年度限定保育事業・一時保育事業・休日一時保育事業についても同様としてください。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

2 利用料（保育料）について【0～2 歳児】（横浜保育室・年度限定保育事業除く（※ 2））

令和 3 年 8 月 20 日～9 月 12 日（緊急事態宣言期間終了まで）の間、ご家庭での保育が可能な場合に登園しなかった日数に応じて利用料を減額いたします。各施設におかれましては期間中の利用者の登園状況の記録をお願いいたします。登園状況については、後日調査を行います。

8 月、9 月分の利用料については、一旦通常どおり徴収を行います。

後日発出する市からの通知に基づいて還付をお願いいたします（認可保育所等については、本市が徴収、及び還付を行います。）。

【8月分の還付までの流れ（予定）】※9月分については、それぞれ1か月ずつスケジュールがずれます。

8月 : 8月分の利用料の徴収【各施設又は横浜市】※通常通り8月分全額を徴収
8月の登園状況を記録【各施設】

9月上旬 : 8月の登園状況について調査【横浜市→施設】

10月 : 不足不備等の確認【横浜市→施設】

11月下旬 : 利用料変更通知書等の送付【横浜市→保護者】

契約児童変更票の送付【横浜市→施設】

※2 横浜保育室・年度限定保育事業の日割り計算や還付方法については別途通知いたします。

3 延長保育について

事前に延長保育料等を徴収している場合は、各園において登園しなかった期間の延長保育料等を返還していただきますようお願いいたします。

なお、延長保育事業にかかる助成費は通常どおり支給いたします。

4 添付資料

保護者の皆様への配布資料

「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における保育所等の対応について（依頼）」

※保護者から雇用主等向けにお渡しする書類もお渡しくださいますようお願いいたします。

5 参考資料（市ホームページに掲載していますので、適宜御確認ください。）

「緊急事態宣言（令和3年8月2日から8月31日）の発出に伴う保育所等（※）の対応について（依頼）」（令和3年7月30日 こ子第1387号）

※本通知により、令和3年7月30日通知（こ子第1387号）のうち「2 利用料（保育料）について」のみ変更の取扱いとなります。

それ以外の項目の取り扱いは、引き続き、継続となりますが、改めて、令和3年7月30日通知（こ子第1387号）のうち下記の「1 (1) 保育所等の皆様へのお願い」については、御理解、御協力をお願いいたします。

1 (1) 保育所等の皆様へのお願い

＜保護者が在宅勤務、テレワーク及び育児休業中の保育所等の利用について＞

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いいたします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないよう御理解・御協力をお願いします。

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

＜担当連絡先＞

・本通知の全体的なことについて	子育て支援課事業調整係	671-4157
・延長保育について	保育・教育運営課	671-3564
・利用料について	保育・教育認定課	671-0255